

# 福岡教育大学「未払い賃金請求訴訟」判決

熊本大学教職員組合は、「臨時特例」に対応した給与減額と退職手当減額に提訴した全国の10単組への支援を続けてきました。先週の1月28日(水)の福岡教育大学未払い賃金請求訴訟判決には熊本大学教職員組合からも8名が裁判傍聴と報告会に参加しましたが、残念ながら、原告の請求は棄却されました。不当判決には憤りを禁じ得ませんが、まずは、これまでのみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。また、今後も粘り強く裁判支援を続けていきますので、引き続きご協力よろしくお願いたします。なお、今回の裁判と報告会の模様を、『全大教・賃金請求裁判速報 No. 71』(2015. 1. 29)より以下に転載してお知らせします。

〈福岡教育大学教職員組合〉  
未払い賃金請求訴訟 第一審判決日 1月28日(水)

## 福岡教育大学未払い賃金請求訴訟で不当判決!! 控訴へ!!

1月28日16時30分から福岡地方裁判所の301法廷で、定数100の傍聴席を埋め尽くす傍聴者が見守るなか、福岡教育大学未払い賃金請求訴訟の判決が言い渡されました。判決は、原告敗訴で、国家公務員の身分保障を奪われた国立大学法人の教職員を、労働法制にも守られない地位におくまったく不当なものです。さらに弁護団長の堀良一弁護士によれば、判決内容は被告が主張していない内容を裁判官が補充して敗訴に導くという異例に酷いものでした。しかも、原告側の証人尋問の主張を都合良く利用するという手法まで使われていました。詳しくは、判決文をご覧くださいと思いますが、さる1月21日に言い渡された高専機構に対する裁判での不当判決よりも後退した内容でした。高専機構に対する裁判では原告の「被る不利益は相当に大きい」と認めましたが、それすらも認めていません。

傍聴には、福岡教育大学教職員組合のほか、九州・山口地区の全大教加盟8単組、全大教役員にくわえて福井大、京都大、和歌山大、高知大の組合からも支援に参加し、公判後の報告集会にも60人を越える方が参集しました。

今回の判決は、国立大学法人で働く教職員の権利、さらには社会正義を踏みにじるもので、断じて許すことはできません。報告集会で原告団は、これまでの支援に感謝の意を厚く述べるとともに、控訴する決意を表明しました。闘いはこれからも続きます。司法の不当な判断に



〈原告団と弁護団〉

屈することなく、大学人の誇りにかけて、今後も連帯の輪を広げ粘り強く闘っていきましょう。判決文は、<http://goo.gl/LutJk2> (全大教 HP に組合員ログインした後、上記の短縮 URL をクリックするとダウンロードできます) に掲載していますので、ご覧ください。

(全大教闘争本部員 伊藤 正彦)

## 不当判決に抗議し、国立大学教職員を労働難民にしないための 闘いを組合員みんなの連帯と団結で勝ち取ろう!

福岡教育大学の第一審判決は、「原告らの請求をいずれも棄却する」というものでした。私たちが啞然とさせられたのは、裁判所があまりにも一方的に法人に肩入れした判決を出し、それをまた「白昼堂々と」公表したことです。

本判決の問題点は、裁判所が①国立大学法人の自主的・自律的経営を認めず、被告のいう「内在的制約」を簡単に認めたこと、②国からの「お願い」によって、国立大学が意思決定したことを容認したこと、③財務上の危機が実際に生じていないにもかかわらず、その「怖れ」によって賃下げをすることを容認したこと、④原告の被害を「一時的」にすぎず「過大視することはできない」と過小評価していること、⑤団体交渉における被告の不誠実な対応を「重大な問題があったと評価することはできない」としたことです。

このような判決は、今後の労働運動に大きな影響を及ぼします。経営者としての自覚と責任のない法人が堂々と野放しにされ、その教職員である私たちには、労働基本権も十分に認められないのです。控訴審では、この不当性を徹底追及し、全国の仲間とともに、さらに団結と連帯を強めて闘っていきたく考えています。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

(福岡教育大学教職員組合 副執行委員長 西崎 緑)

※組合員の方は、福岡教育大学教職員組合「判決文」などを全大教 HP よりご覧頂けます。ログインには、ID とパスワードが必要です。組合事務所までお問い合わせください。

<b>赤煉瓦</b>	熊本大学教職員組合	
	No. 19 2015. 2. 10	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp <a href="http://union.kumamoto-u.ac.jp/">http://union.kumamoto-u.ac.jp/</a>